

# 公告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争入札  
2 入札に付する事項

件名	規格	数量	納地	納期	摘要
水中音響計測装置のうち 水中位置計測装置の点検整備	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト	令和7年3月28日	

- 3 入札  
① 日時 令和6年6月14日（金） 14時00分  
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。初度入札のみ有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。）  
② 場所 防衛装備庁艦艇装備研究所  
岩国海洋環境試験評価サテライト 会議室（試験棟1階）  
（山口県岩国市長野1805-1）
- 4 参加資格  
① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
③ 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者であること。  
④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者（以下「指名停止期間中の者」という。）でないこと。  
⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。  
⑦ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。
- 5 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金  
① 入札保証金 免除  
② 契約保証金 免除
- 7 入札の無効  
① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。  
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する辞退が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等  
役務請負契約条項  
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項  
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項  
談合等の不正行為に関する特約条項  
暴力団排除に関する特約条項
- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他  
① 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

② 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

③ 提出資料 (1) 防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の5日前までに提出するものとする。

(2) 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

(3) 委任状については、入札日までに提出するものとする。

④ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑤ 契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑥ 契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。  
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑦ 落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑧ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒740-0045  
住所 山口県岩国市長野1805-1  
TEL 03-3268-3111 (内線27905)

公告	番号	第32号
	年月日	令和6年4月25日

## 入札書

令和6年6月14日

分任支出負担行為担当官  
防衛装備庁艦艇装備研究所  
総務課長 佐々木 拓史 殿

住 社 所  
会 代 表 者 名  
代 担 当 者 名  
連 絡 先

貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項  
等を承諾のうえ下記のとおり見積します。

金額	納地	防衛装備庁艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト		
	履行期限	令和7年3月28日		
	業者コード			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額
水中音響計測装置のうち 水中位置計測装置の点検整備		1 件		
計				

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100/110に相当する金額を記入すること。

## 防衛装備庁仕様書

1

5

品件名	水中音響計測装置のうち 水中位置計測装置の点検整備	仕様書番号	SE-06-1-RA-0030
		作成年月日	令和 6年 4月 19日
		作成部課名	艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト 無人航走体評価研究室

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、水中音響計測装置のうち水中位置計測装置（以下、「本装置」という。）の点検整備（以下、「本役務」という。）について規定するものである。

### 1.2 引用文書等

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、本仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項が本仕様書と相違する場合は、法令等を除き、本仕様書を優先するものとする。

- (1) 水中音響計測装置 取扱説明書（令和3年度）
- (2) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。3.1.21）
- (3) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第188号。31.1.9）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 概要

本役務は、別紙を参照し、本装置の点検整備を実施するものである。

### 2.2 役務の内容

契約相手方は、別紙に基づき1.2項の(1)を参照し、本装置の点検整備を実施する。あわせて、点検結果に基づいて、今後実施すべき点検整備項目を整理し、作業報告書に記載するものとする。

### 2.3 役務対象物品

役務対象物品は、表1のとおりとする。

表1 役務対象物品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	水中音響計測装置のうち水中位置計測装置	1セット	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト	納期まで	防衛装備庁 艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト	官の使用する期間を除く

## 2.4 作業計画書

契約相手方は、作業日程表、作業体制表等を明らかにした作業計画書を作成し、作業実施前までに官に提出するものとする。

## 2.5 作業報告書

契約相手方は、2.2項の結果を作業報告書として取りまとめ検査実施前までに官に提出するものとする。

## 2.6 役務実施場所

防衛装備庁艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト及び契約相手方工場等

## 2.7 サプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等含む。）は、役務対象物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

## 3 検査

2.2項について、2.5項に示す作業報告書により実施する。

## 4 その他の指示

### 4.1 貸付文書

貸付文書は表2のとおりとする。

表2 貸付文書

番号	名称	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	有償無償の別
1	水中音響計測装置取扱説明書（抜粋）	1部	契約相手方の申請後速やかに	防衛装備庁 艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト	納期まで	防衛装備庁 艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト	無償

## 4.2 提出書類

提出書類は表3のとおりとする。

表3 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	作業計画書	1部	作業実施前	防衛装備庁 艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価 サテライト	提出は紙媒体（A4サイズ）とする。
2	作業報告書	1部	検査実施前		

## 4.3 資材等の準備

契約相手方は、本役務に必要な資材、消耗品、工具等を準備するものとする。

## 4.4 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官の保有する施設、設備、文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則等を遵守し、無償で支援を受けることができるものとする。

## 4.5 発生材の処置

本役務において生じた発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄、処分するものとする。

## 4.6 その他

- (1) 契約相手方は本役務において知り得た事柄を外部に漏らしてはならない。
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- (3) 本役務終了後は、周囲の清掃及び後片付けを行うものとする。
- (4) 契約相手方は、本役務の実施にあたり、あらかじめ安全管理及び養生等十分な処置を講じるものとし、不可抗力以外で物品や施設等に損傷を与えた場合は速やかに原状に戻さなければならない。

## 別紙 整備法

### 1. 点検整備項目一覧表

点検整備項目一覧表を別表－1 に示す。水中音響計測装置の点検整備については別表－1 に従って実施する。

なお、本点検整備項目一覧表に示す整備間隔は標準であり、運用実績、整備実績、故障実績及び環境状況等を考慮の上必要に応じ変更できるものとする。詳細については官と調整するものとする。また、点検結果に基づいて、次回実施する点検整備項目を整理する。

整備内容について、空白の項目については、点検時に確認を実施する。

別表-1 点検整備項目一覧表(1/1)

音響計測水槽 点検・整備項目

構成品			整備内容	標準整備間隔	R6年度 整備対象	備 考		
大区分	中区分	小区分						
水中位置計測装置	モニターテーブル	制御装置	本体 ボタン電池	交換	2年			
		記録装置						
		UPS	本体 バッテリー	交換	2年			
		ハブユニット						
		ディスプレイ						
		キーボード						
		マウス						
		AC/DC電源						
		警報検知回路						
		サーキットブレーカ						
		端子台						
		O/Aタップ						
		ユニットラック1		-	表面清掃	1年	○	
				エアフィルタ	交換	3年	○	
			同期ユニット					
			ハブユニット					
			リレーユニット					
			サーキットブレーカ					
			電源ユニット					
			パワーリレー					
			端子台	M6/4極 M4/8極				
			O/Aタップ					
	ユニットラック2		-	表面清掃	1年	○		
			同期ユニット					
			ハブユニット					
			制御用クーラ	本体 エアフィルタ	交換	3年	○	
			リレーユニット					
			サーキットブレーカ	30A 2極 30A 3極				
			パワーリレー					
			電源ユニット					
			端子台	4極 8極				
			O/Aタップ					
	カメラレール		カメラレール(10.5m)	カメラレール カメラ取付台 カメラレール取付台座				
			カメラレール(11.5m)	カメラレール カメラ取付台 カメラレール取付台座				
	水中カメラ		-	精度確認 清掃 点検	1年 1年 2年	○ ○	キャリブレーション含む レンズの清掃	
			Oリング	交換	2年			
			ケーブルダクト	ケーブルダクト1 ケーブルダクト2 ケーブルダクト3				
			水中カメラケーブル	水中カメラケーブル(陸上側) 水中カメラケーブル(水槽側)	絶縁確認 絶縁確認	2年 2年		
			L字マーカ	清掃 交換	1年 2年	○		



郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。  
また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

- ① 入札書

3 封筒について

- ① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。
- ② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものと取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

- ① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。
- ② 郵送先は次のとおりとする。

〒740-0045  
山口県岩国市長野1805-1  
艦艇装備研究所 岩国海洋環境試験評価サテライト 分任支出負担行為担当官 宛  
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

